

第2回定時株主総会のお知らせ

当社は、平成13年5月23日開催の取締役会において、第2回定時株主総会を下記のとおり開催することを決議いたしました。

議案の要領等につきましては、6月上旬に発送する「第2回定時株主総会招集ご通知」にてご案内いたします。

記

1. 日時 平成13年6月23日(土)午前10:00
2. 場所: 東京都千代田区日比谷公園 1の3
日比谷公会堂
3. 会議の目的事項
(報告事項) 第2期(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
(決議事項)
第1号議案 第2期損失処理案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 取締役及び使用人に商法第280条ノ19による新株引受権を付与する件

株主総会においては、上記の目的事項に関連する事柄のみを審議いただくものでございます。そのため、当社では株主総会終了後「株主懇談会」を開催し、上記以外の事柄につきましても、株主の皆様の自由なご質問・ご意見をいただくことを予定しています。

なお、株主総会(質疑の時間を除く)および株主懇談会の模様はインターネットにてリアルタイムで配信し、株主懇談会においてはメールでのご質問等もお伺いする予定です。

マネックスは、株主総会においてもディスクロージャーに対すると同様に経営の透明性を追求する姿勢を貫き、「開かれた総会」を目指します。

[ご参考]株主の主な権利

(総会にご出席いただける株主)

平成13年3月31日現在の最終の株主名簿に記載された株主(実質株主を含む)および平成13年4月1日のセゾン証券株式会社との株式交換に伴い新株式の割当交付を受けた株主(1株未満の株主を除く)。

(議決権)

株主は、1株につき1個の議決権を有します。

総会の決議は、原則として出席株主の議決権の過半数をもって行います。ただし、取締役の選任については、発行済株式総数のうち議決権のある株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が総会に出席のうえ、その議決権の過半数の賛成で決議されます。また、定款変更および商法第280条ノ19に基づく取締役及び使用人に対する新株引受権の付与については、発行済株式総数の過半数にあたる株式を有する株主が総会に出席のうえ、その議決権の3分の2以上の多数の賛成で決議されます。

議決権の行使方法としては、実際に総会にご出席いただくほか、招集通知とともにお送りする議決権行使書に議案毎の賛否を記入してご返送いただく書面投票方式があります。

(計算書類等の閲覧権)

総会の2週間前(今回の場合6月8日)から本支店に備置される貸借対照表・損益計算書・営業報告書・利益処分(損失処理)案・附属明細書および監査報告書について、株主および債権者は法令等の定めに基づき、当社の定める手続に従って、その閲覧・謄抄本の交付を求めることができます。(謄抄本の交付請求の際には、当社の定めた費用の支払が必要です。)